

新型コロナウイルス感染症ワクチン接種が広範囲に実施されるに当たり、接種者が安心して受けられるための十分な財政支援を国に求める意見書

コロナ禍が始まってから1年以上が経過し、全ての国民が社会保障・経済・暮らし等が崩壊することのないよう感染防止に努めている。そのような中、国内でも新型コロナウイルス感染症ワクチン接種の実施が医療従事者等から優先的に開始され、今後は一般の方々へと進んでいくこととなる。

一層広範囲に及ぶ地域住民の方々への接種率を高めるためには、公平かつ円滑な対応ができる体制づくりが自治体等で求められるとともに、接種者自身が安心して受けることができる休業補償や副反応に係る補償を十分に整える等の双方が必要不可欠である。

令和3年3月25日付で、日本医療労働組合連合会は、医療・介護労働者の実態調査を基にした「新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急要請書（第7次）」を内閣総理大臣及び厚生労働大臣に提出し、その内容の一つとして、ワクチン接種の副反応により休業や退職を余儀なくされた場合には、休業補償や生活保障を行うことと記載されている。

現在、先行して医療従事者等へのワクチン接種が進んでいるが、接種が原因で体調不良（めまい・発熱・だるさ等の深刻性は軽度だが休業が必要と判断した症状）を引き起こしている方も出てきている。一方で副反応についての休業補償は不十分であり、年次有給休暇の活用や欠勤扱い等で休業せざるを得ない実態がある。

これから一般の方々へのワクチン接種を進めるに当たり、休業に対する補償等が乏しいことから、ワクチン接種の拒否や生活面を考慮する際に、受けたくても受けられないの方々（時間給労働者等）が一定数存在し、その結果として新型コロナウイルス感染症に感染した方を出さない取組にブレーキがかかることを懸念している。

よって、本市議会は、国に対し、コロナ禍を一日でも早く脱却し、誰もが安心して暮らせる社会を取り戻すために、次の事項を求める。

- 1 新型コロナウイルス感染症ワクチンを接種した副反応発生者に対し、予防接種健康被害救済制度に基づく救済制度を一層充実させるとともに、休業や退職を余儀なくされた場合には、上記救済制度による救済に加えて、休業補償や生活保障を行うこと。
- 2 ワクチン接種に係る十分な医療体制の整備とともに、今後も発生が予想される新たな感染症拡大などの事態にも対応できるよう、医療、介護、福祉に財政支援等をさらに行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月21日

内閣総理大臣
財務大臣殿
総務大臣
厚生労働大臣

座間市議会議長 吉田義人